

令和 5 年 8 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 5 年 8 月 1 0 日（木） 午前 9 時 3 0 分から 1 0 時 2 5 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長 1 7 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員 2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
1 0 番 新舟 進
1 1 番 長尾 忠
1 2 番 佐野 隆洋
1 3 番 佐藤 正職
1 5 番 太田 篤子
1 6 番 安藤 公男
1 8 番 後藤 環
1 9 番 藤田 哲哉

4 欠席委員 1 4 番 渡邊 哲史

5 議事
（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないと認め 5 番 谷津倉寛 君、6 番 笹古時男 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事（1）「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 2 6 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 4 1 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計 6 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

最初に、議案 5 ページの議第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。松野地区 3 3 番について事務局から説明願います。

事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人が交通事故の後遺症で耕作できなくなったために、知人である譲受人が数年前から耕作してきたということです。 現在はトウモロコシが栽培されており、しっかりと耕作管理するであろうと判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	松野地区３３番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。松野地区３３番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区３４番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	申請地は、贈与者にかわって受贈者の母親が４０年間耕作管理してきた農地で、受贈者は、母親を承継して耕作管理したいということです。 現在、野菜や柑橘類が栽培されており、新たに耕うん機も購入するということで、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区３４番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。大淵地区３４番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、須津地区３５番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は高齢のため耕作管理できないため、農業経営の拡大を考える譲受人に

	申請地を譲渡したいということです。 譲受人は、高齢ではありますが、現在、野菜やイモ類を栽培しており、大型の農機具も所有しているなど、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	須津地区35番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区35番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案7ページの議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。大淵地区24番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	申請地の奥に家屋を建築するにあたり、進入路の一部が地目「畑」になっているものを変更したい旨の申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区24番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区24番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区25番、26番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	破産した法人の財産の全てを不動産会社が買い取ることにともなう申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長	大淵地区２５番、２６番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区２５番、２６番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、原田地区２７番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	遺言を執行し遺贈により分家住宅を建築することと申す申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、農用地でありましたが、既に除外手続きが完了し、現在は生産性の低い農地であり、第２種農地と考えますが、転用基準に照らして、許可の要件を満たしていると考えます。
会 長	原田地区２７番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。原田地区２７番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、須津地区２８番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲受人は土木業を営んでおり、譲受人がこれまで資材置場として借りていた土地を返却しなければならなくなったことと申す申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第３種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	須津地区２８番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区２８番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第５条第１項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案９ページの議第２８号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。
大淵地区１１番について事務局から説明願います。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）

１箇所は昭和５８年頃、もう１箇所は平成５年頃から貸し付けていた農地について、現場確認を怠っていたところ、農地への復元が困難な山林にされてしまったという趣旨の申請です。

会 長

大淵地区１１番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区１１番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区１２番について事務局から説明願います。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）

平成７年頃、自宅を建築したときから農地であることを気づかずに、住宅への進入路として使用してきたという趣旨の申請です。

会 長

大淵地区１２番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区１２番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、吉永地区１３番について事務局から説明願います。

（議案朗読）

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）

昭和３５年頃から農地への復元が困難な山林であったという趣旨の申請です。

会 長

吉永地区１３番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
吉永地区１３番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

事務局（担当）
会 長

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。
次に、追加で提出のありました、議第29号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

（『富士市農用地利用集積計画明細』を説明）

ご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局（担当）
会 長

（議案朗読）

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当）
会 長

（議案朗読）

以上で、議事（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員